

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。  
今回は、飲酒運転による事故での保険給付についてです。



事務担当者

Q

お酒を飲んだ上、制限速度を超えたスピードで運転をし事故を起こした場合でも、健康保険の給付はされますか？



A

保険者は、自身の犯罪行為によって事故を起こした場合は、保険給付を受けることができないことになっています（健保法116条）ここで言う犯罪行為による事故とは、故意的に起こした犯罪行為と起こった保険事故（保険給付対象となる事故）との間に因果関係があるかです。因果関係が存することが分かれば保険給付は行なわれません。

今回のケースでは、まず飲酒運転及びスピード違反をしたことが、故意の犯罪行為に該当するか否かが問題となります。一般的にお酒を飲むと通常に比べ注意が散漫となり、危険に対する判断も鈍くなることが認識されています。したがって飲酒した上で運転をし、スピード違反をしたということは、単なる過失ではなく故意があったと認定することができます。

つぎに、飲酒運転及びスピード違反という行為と保険事故との因果関係ですが、このような行為によって事故が発生することは社会通念上予想され得ることです。そのため相当因果関係が存するものと考えられます。

したがって、この質問のケースにおいては、健康保険法第116条の適用により給付が行われません。



城間先生

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで！

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

11月：10日（金）・17日（金）・24日（金）

毎週金曜日

12月：1日（金）・8日（金）・15日（金）・22日（金）

各午後1時から午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子 氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談

